

(平成23年11月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和48年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月15日から同年10月1日まで

昭和35年6月から平成13年12月までの期間において、A社に継続して勤務したが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、並びにB社、同社C支店及びD健康保険組合の回答から、申立人は申立期間において、A社に継続して勤務し（A社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人は、「入社から退職まで、E職として勤務していた。」と供述しているところ、B社は、「申立期間当時、E職は1日付けで異動していたと考えられる。」と回答している上、同社C支店は、「従来から、当社の従業員の異動日は、1日付けとなっている。」と回答しているほか、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人の被保険者整理番号の前後50人（申立人を含む。）の厚生年金保険被保険者のうち、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和48年9月15日）の前後3か月間に、同社本社と同社支店との間の異動のため、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者は二人であることが推認できることから、当該二人はいずれも、1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立人の異動日は、昭和48年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る前述の被保険者名簿における申立人の昭和48年8月の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

島根厚生年金 事案586

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和57年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月1日から同年5月1日まで

昭和45年12月から59年6月までの期間において、B社及びA社に勤務した。57年4月に、B社の事業継続が困難となり、同社の経営権が譲渡され、同月1日付けで、私を含むB社の職員全員がA社の職員として採用された。

しかし、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が保管する同社の役員名義の預金通帳、同社の回答、並びに同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び同社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」において、申立人と同様に昭和57年5月1日（申立期間の終期）に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる4人の同僚のうちの二人の供述から、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社が保管する前述の預金通帳及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」から確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額から、18万円とすることが妥当である。

一方、健康保険厚生年金保険事業所記号番号索引簿から、A社は昭和57年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については、適用事業所としての記録が無いことが確認できるが、雇用保険の被保険者記録から、申立人及び前述の同僚4人の計5人は、いずれも申立期間の始期である同年4月1日に同社における雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、同僚の一人は、「A社の設立時である昭和57年4月1日には、申立人を含め5人の正規職員がおり、当該5人はいずれもB社から継続して勤務していた。」と供述していることから、同社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断できる。

なお、事業主が申立期間に係る申立人の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付していないことを認めている上、申立期間において、A社は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしながら、社会保険事務所（当時）に対して適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を21万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年12月26日

A社から申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該賞与に係る記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している申立人に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間において事業主から賞与の支払いを受け、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、記録の訂正を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の賃金台帳から確認できる賞与額に見合う標準賞与額から、21万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、国の当該保険料を徴収する権利が時

効により消滅した後に、申立人に係る申立期間の標準賞与額に係る届出を失念していたとして、標準賞与額に関する届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を25万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月26日

A社から申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該賞与に係る記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している申立人に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間において事業主から賞与の支払いを受け、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、記録の訂正を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の賃金台帳から確認できる賞与額に見合う標準賞与額から、25万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、国の当該保険料を徴収する権利が時

効により消滅した後に、申立人に係る申立期間の標準賞与額に係る届出を失念していたとして、標準賞与額に関する届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を25万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月26日

A社から申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該賞与に係る記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している申立人に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間において事業主から賞与の支払いを受け、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、記録の訂正を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の賃金台帳から確認できる賞与額に見合う標準賞与額から、25万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、国の当該保険料を徴収する権利が時

効により消滅した後に、申立人に係る申立期間の標準賞与額に係る届出を失念していたとして、標準賞与額に関する届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を25万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月26日

A社から申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該賞与に係る記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している申立人に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間において事業主から賞与の支払いを受け、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、記録の訂正を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の賃金台帳から確認できる賞与額に見合う標準賞与額から、25万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、国の当該保険料を徴収する権利が時

効により消滅した後に、申立人に係る申立期間の標準賞与額に係る届出を失念していたとして、標準賞与額に関する届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を10万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月26日

A社から申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該賞与に係る記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している申立人に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間において事業主から賞与の支払いを受け、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、記録の訂正を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の賃金台帳から確認できる賞与額に見合う標準賞与額から、10万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、国の当該保険料を徴収する権利が時

効により消滅した後に、申立人に係る申立期間の標準賞与額に係る届出を失念していたとして、標準賞与額に関する届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を23万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月26日

A社から申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該賞与に係る記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している申立人に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間において事業主から賞与の支払いを受け、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、記録の訂正を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の賃金台帳から確認できる賞与額に見合う標準賞与額から、23万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、国の当該保険料を徴収する権利が時

効により消滅した後に、申立人に係る申立期間の標準賞与額に係る届出を失念していたとして、標準賞与額に関する届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を15万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月26日

A社から申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該賞与に係る記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している申立人に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間において事業主から賞与の支払いを受け、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、記録の訂正を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の賃金台帳から確認できる控除された保険料額に見合う標準賞与額から、15万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を

履行したか否かについては、事業主は、国の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人に係る申立期間の標準賞与額に係る届出を失念していたとして、標準賞与額に関する届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月26日

A社から申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該賞与に係る記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している申立人に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間において事業主から賞与の支払いを受け、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、記録の訂正を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の賃金台帳から確認できる賞与額に見合う標準賞与額から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、国の当該保険料を徴収する権利が時

効により消滅した後に、申立人に係る申立期間の標準賞与額に係る届出を失念していたとして、標準賞与額に関する届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を11万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月26日

A社から申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該賞与に係る記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している申立人に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間において事業主から賞与の支払いを受け、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、記録の訂正を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の賃金台帳から確認できる賞与額に見合う標準賞与額から、11万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、国の当該保険料を徴収する権利が時

効により消滅した後に、申立人に係る申立期間の標準賞与額に係る届出を失念していたとして、標準賞与額に関する届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

島根厚生年金 事案596

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から23年4月1日まで

申立期間において、A社（現在は、B社）にC職として勤務した。そのことは、当時、同社にD職として勤務していた私の姪が証言している。

しかし、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する封筒（申立人に宛てて、A社のE部署に郵送されたことが確認できる封筒。消印は昭和17年2月5日。）及び退職願（A社の管理職に宛てて申立人が記載したとされるもので、日付は3月13日）、申立期間当時、申立人と一緒に勤務していたとして申立人の娘が名前を挙げた同僚の一人が所持する、A社の社内行事において撮影されたとされる集合写真（昭和17年11月2日付け）及び申立人がA社を退職する記念に撮影されたとされる集合写真（撮影年月日は不明。）、並びに当該集合写真を所持する同僚の娘及び申立人の姪の供述から、申立人が同社のE部署に勤務していたことは推認できるが、これらの関連資料、供述等からは、申立人のA社における勤務時期、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

また、B社は、「申立期間当時の資料は保存しておらず、申立人の勤務状況、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況等については、不明である。」旨を回答しているほか、申立人の姪も、「申立人がA社で勤務していた記憶はあるが、勤務していた期間までは分からない。」と供述している上、申立人の娘が名前を挙げた申立人の3人の同僚、及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険

の被保険者であったことが確認できる者は、大半が故人又は高齢のため聴取が困難であり、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることができないことから、申立期間における申立人の勤務状況、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。

さらに、申立人が所持する家計簿には、申立人が、申立期間より前の昭和18年4月1日に、A社から、申立人と申立人の夫（A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、申立人の夫は、昭和16年頃から同社に勤務し、18年3月30日付けで軍に応召していることが確認できる。）の二人分の給与（54円76銭）を受給した旨の記載は確認できるが、同日以降の期間については、申立人が同社から給与を受給したことをうかがわせるような記載は見当たらない。

加えて、前述の家計簿には、申立人が、申立期間より前の昭和18年5月17日に、A社から退職金（30円）を受給したこと、及び19年4月から20年5月までの期間において、毎月、F事業所から給与を受給していたことが記載されている上、前述の集合写真を所持する申立人の同僚の娘は、「申立人がA社を退職する記念に撮影されたとされる集合写真において、私の母が着用している制服は、母が昭和18年に結婚退職する前に、A社のE部署において勤務していた頃に着用していた制服であることから、当該写真は、同年の母の結婚より前に撮影されたものではないかと考える。」旨を供述していることから、申立人は、申立期間より前の18年4月頃には、既にA社を退職していたものと推認できる。

その上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間を含む昭和16年4月1日から23年5月15日までの期間において、9万6,121人の者が厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるところ、これらの被保険者の中に申立人の氏名は無い上、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿に、申立期間を含む19年6月1日から23年9月1日までの期間において申立人の氏名は無く、番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年3月25日から同年4月1日まで
② 昭和42年7月25日から同年9月18日まで
③ 昭和43年3月25日から同年4月1日まで
④ 昭和43年9月27日から同年10月1日まで
⑤ 昭和45年12月29日から46年3月26日まで

昭和33年3月25日から42年9月17日までの期間はA社（昭和36年10月1日に、商号をB社に変更）に、43年3月25日から同年9月30日までの期間はC社に、44年6月1日から46年3月25日までの期間はD社にそれぞれ勤務したが、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が所持する昭和33年4月分の給料計算書の記載内容及び勤務内容に係る申立人の詳細な供述から、申立人が、申立期間①においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、前述の給料計算書から、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる上、申立人が所持する昭和33年5月から39年8月までの期間及び同年10月から42年4月までの期間に係る給料計算書には、申立期間①に係る厚生年金保険料が遡って給与から控除されたことをうかがわせる記載は確認できない。

また、A社は既に廃業している上、申立期間①当時の事業主も故人となっていることから、申立期間①における申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により

給与から控除されていた事実を確認できる資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、B社に勤務したと申し立てているが、雇用保険の被保険者記録から、申立人の同社に係る離職日は昭和42年7月25日であることが確認できる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録から、同社に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和42年7月25日と記録されており、雇用保険の被保険者記録における離職日と符合している。

さらに、B社の元事業主は、「当時の資料等が残っていないことから、申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等については不明である。」と回答している上、前述の被保険者名簿から、申立期間②において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、住所が特定できた同僚13人に照会しても、申立期間②における申立人の勤務状況、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間③については、雇用保険の被保険者記録から、申立人が、申立期間③においてC社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C社は既に廃業しており、申立期間③当時の事業主は所在が不明である上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間③において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、住所が特定できた同僚30人に照会しても、申立期間③における申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、前述の同僚のうち、申立期間③及び④当時、C社において社会保険関係の事務を担当していたとする者は、「当時、同社では、従業員の雇用保険は、勤務開始（入社）当初から加入させていたが、厚生年金保険については、勤務開始後、一定期間を経過した後に加入させていた。厚生年金保険料については、厚生年金保険に加入させた後に給与から控除していた。」旨を供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間③を含む昭和43年3月から同年5月までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、雇用保険の被保険者記録が確認できた同僚13人は、いずれも厚生年金保険被保険者資格の取得日より前に雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間③当時、同社では、必ずしも入社と同時に全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

4 申立期間④については、雇用保険の被保険者記録から、申立人が、申立期間④においてC社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険事業所記号番号索引簿から、C社は、申立期間④の始期である昭和43年9月27日からは厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立期間③及び④当時、C社において社会保険関係の事務を担当していたとする前述の同僚は、「昭和43年9月27日以降、C社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、厚生年金保険料を給与から控除していない。」旨を供述している。

さらに、C社は既に廃業しており、事業主の所在も不明であることから、申立期間④における申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

5 申立期間⑤については、申立人は、D社に勤務したと申し立てているが、雇用保険の被保険者記録から、申立人の同社に係る離職日は昭和45年12月28日であることが確認できる上、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録には、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年12月29日と記録されており、雇用保険の被保険者記録における離職日と符合している。

また、申立人は、「昭和45年*月*日に出産し、産後休暇を経て46年*月頃に復職したが、子育てを行いながらの勤務は大変であると感じ、同年3月25日に退職の申出を行い、健康保険被保険者証もこの時に会社へ返却した。」旨を主張しているが、申立人に係る前述の被保険者原票には、申立人の健康保険被保険者証が昭和46年1月21日に社会保険事務所（当時）に返納されていることを示唆する記載が確認できる。

さらに、D社は、「当時の資料等は保存していない上、当時の事業主も故人となっており、申立人の勤務状況や給与の支給状況は不明である。」旨を回答している上、前述の被保険者原票から、申立期間⑤において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、住所が特定できた同僚5人に照会しても、申立期間⑤における申立人の勤務状況、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

6 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。